

- つ速やかにCD-R等の電磁的方式により提出すること。
- b 保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローの状況等を記載したものが、適切に保存・管理されていること。
  - c 正当な理由がなく、その業務上知り得た保健指導対象者の情報を漏らし  
てはならない。
  - d 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに  
基づくガイドライン（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な  
取扱いのためのガイドライン」、「健康保険組合等における個人情報の適切  
な取扱いのためのガイドライン」、「国民健康保険組合における個人情報の  
適切な取扱いのためのガイドライン」等）等を遵守すること。
  - e 医療保険者の委託を受けて健診結果や保健指導結果を保存する場合に  
は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守するこ  
と。
  - f インターネットを利用した保健指導を行う場合には、「医療情報システ  
ムの安全管理に関するガイドライン」の6.9 外部と個人情報を含む医療  
情報を交換する場合の安全管理に規定されているとおり、①秘匿性の確  
保のための適切な暗号化、②通信の起点・終点識別のための認証、③リ  
モートログイン制限機能により安全管理を行うこと。さらに、①インタ  
ーネット上で保健指導対象者が入手できる情報の性質に応じて、パスワ  
ードを複数設けること（例えば、健診データを含まないページにアクセ  
スする場合には英数字のパスワードとし、健診データを含むページにア  
クセスする場合には本人にしか知りえない質問形式のパスワードとする  
等）、②インターネット上で健診データを入手できるサービスを受けるこ  
とについて必ず本人の同意を得ること、③当該同意を得られない者の健  
診データは、当該サービスを受ける者の健診データとは別の保存場所と  
し、外部から物理的にアクセスできないようにすること等により、外部  
への情報漏洩、不正アクセス及びコンピュータ・ウイルスの侵入等の防  
止のための安全管理を徹底すること。
  - g 保健指導結果の分析等を行うため、医療保険者の委託を受けて保健指  
導結果を外部に提供する場合は、本来必要とされる情報の範囲に限り  
提供すべきであり、個人情報をマスキングすることや個人が特定できな  
い番号を付すことなどにより、当該個人情報を匿名化すること。

#### ⑤運営等に関する基準

- a 対象者にとって保健指導が受けやすくなるよう、利用者の利便性に配  
慮した保健指導（例えば、土日祝日・夜間に行うなど）を実施するなど  
保健指導の実施率を上げるよう取り組むこと。
- b 医療保険者の求めに応じ、医療保険者が適切な保健指導の実施状況を  
確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。
- c 保健指導を行う際に商品等の勧誘・販売等を行わないこととするとも